



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年5月14日火曜日 第2469号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 390
 土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 391
 新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧(2件)..... (南予地方局農村整備課) ... 391

教育委員会公告

愛媛県生涯学習センター及びひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の募集..... (生涯学習課) ... 391
 愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集..... (") ... 393
 愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集..... (") ... 395

人事委員会公告

平成25年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告..... (人事委員会事務局) ... 396

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 400

告 示

○愛媛県告示第565号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
家具のニシオカ谷町店	松山市谷町甲148-1、甲149-1、甲150	大規模小売店舗において小売業を行う者等	ユー・ファクトリー株式会社 ほか1者	株式会社ゲオ	平成25年4月13日	平成25年4月16日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第566号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成25年 5月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	貝吹蔵良地区	平成25年 3月 4日
農業用排水施設整備事業	貝吹蔵良地区	平成25年 3月 4日
ほ場整備事業	貝吹蔵良地区	平成25年 3月 4日

○愛媛県告示第567号

伊方町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 5月14日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 伊方町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 伊方町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 5月14日から 6月11日まで

3 縦覧場所

伊方町役場本庁、八幡浜市役所本庁

○愛媛県告示第568号

瀬戸町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（維持管理）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成25年 5月14日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 瀬戸町土地改良区 土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- (2) 瀬戸町土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成25年 5月14日から 6月11日まで

3 縦覧場所

伊方町役場瀬戸総合支所

教育委員会公告

○公 告

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者の募集について

愛媛県生涯学習センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 5月14日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 施設の概要、指定管理者の業務及び管理の基準

(1) 施設の概要

ア 愛媛県生涯学習センター（以下「学習センター」という。）

1 所在地	松山市上野町甲650番地
2 設置目的	県民の生涯にわたる学習活動を促進し、及び援助するために必要な学習情報の提供、調査研究、指導者の養成、学習機会の提供等の各種事業の実施及び施設の提供
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 建物敷地（愛媛県総合教育センター及びえひめ青少年ふれあいセンターの敷地を含む。） 21,950㎡ グラウンド・駐車場敷地 23,268㎡ イ 建築面積 5,377㎡ ウ 延床面積 12,845㎡ (2) 構造 鉄筋鉄骨コンクリート造（地下1階、地上4階） (3) 施設内容 県民小劇場（505席） レッスン室（2室） パソコン演習室（31台） 研修室（6室） 図書室（349㎡） アトリウム（584㎡） 愛媛人物博物館展示室（6室） (4) 駐車台数 約400台（本館1階：講師用駐車場12台、身体障害者用駐車場2台、屋外駐車場：高齢者用駐車場10台、第一駐車場100台、第二駐車場122台、第三駐車場65台、第四駐車場60台、その他グラウンドにも駐車可）
4 事業概要	(1) 学習情報の収集及び提供並びに学習相談 (2) 生涯学習の指導者の養成 (3) 生涯学習に関する学習機会の提供 (4) 愛媛人物博物館の運営 (5) 施設の提供 (6) その他必要な業務

イ えひめ青少年ふれあいセンター（以下「ふれあいセンター」という。）

1 所在地	松山市上野町甲650番地
2 設置目的	共同生活を通じ心身ともに健全な青少年を育成し、家族、青少年等の触れ合いを図り、及び県民の生涯にわたる学習活動を支援するために必要な青少年の研修の実施並びに家族、青少年等の交流の機会及び県民の生涯にわたる学習活動の場の提供
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積（愛媛県総合教育センター及び学習センターの敷地を含む。） 21,950㎡ イ 延床面積 5,650㎡ (2) 構造 ア 管理研修棟 鉄筋コンクリート造（地上3階） イ 宿泊棟 鉄筋コンクリート造（地上4階） ウ 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上1階） エ 機械室

	鉄筋コンクリート造（地上1階） (3) 施設内容 ア 管理研修棟 研修打合せ室（14人） オリエンテーション室（90人） 音楽芸能室（90人） 研修室1（36人） 研修室2（36人） 研修室3（24人） 図書室（24人） 集会室（120人） 創作活動室（18人） 講師控室（5人） 作教室（18人） イ 体育館（30m×28m） ウ 宿泊棟 宿泊室（定員250人、和室7部屋、洋室41部屋） 浴室（大浴場20人程度、小浴場15人程度） 食堂（168人） ロビー・談話室（各階） (4) 駐車台数 12台駐車可能（その他学習センターの駐車場も利用可）
4 事業概要	(1) 青少年の団体宿泊訓練その他青少年の教育に必要な研修 (2) 家族、青少年等の体験活動の機会の提供 (3) 県民の生涯学習活動の場の提供 (4) その他必要な業務

(2) 指定管理者の業務

ア 学習センターにおける指定管理者の業務

- (ア) 学習センターの事業の実施に関する業務（学習情報の収集及び提供、生涯学習に関する学習機会の提供等）
- (イ) 学習センターの利用の許可に関する業務
- (ウ) 学習センターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (エ) 学習センターの利用の促進に関する業務
- (オ) 学習センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (カ) その他教育委員会が定める業務
- (キ) 学習センターの資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

イ ふれあいセンターにおける指定管理者の業務

- (ア) ふれあいセンターの事業の実施に関する業務（青少年の団体宿泊訓練、体験活動の機会の提供等）
- (イ) ふれあいセンターの利用の許可に関する業務
- (ウ) ふれあいセンターの利用に係る料金の収受に関する業務
- (エ) ふれあいセンターの利用の促進に関する業務
- (オ) ふれあいセンターの施設、附属設備及び備品等の維持管理に関する業務
- (カ) その他教育委員会が定める業務

(3) 管理の基準

愛媛県生涯学習センター管理条例（平成20年愛媛県条例第25号）及びえひめ青少年ふれあいセンター管理条例（平成20年愛媛県条例第29号）の規定によるほか、学習センター及びふれあいセンター（以下「両センター」という。）の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

2 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

3 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

- ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等
 - ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
 - エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等
 - オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
 - カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等
 - キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等
 - ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - (ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (イ) 成年被後見人又は被保佐人
 - (ウ) 破産者で復権を得ない者
 - (エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (オ) 暴力団対策法の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (カ) 暴力団員等
 - (キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者
- (2) 複数の団体での共同申請
- サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複

数の団体での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、参加意思表明書を提出するものとする。

参加意思表明書の提出期間は、平成25年5月14日（火）から6月12日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、7に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

4 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 両センターの管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 両センターの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

5 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 両センターの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

6 申請期間

平成25年6月20日（木）から7月1日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

7 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係

電話番号 089 (912) 2931

8 その他

両センターについて、一体的管理を行う指定管理者を募集する。詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県総合科学博物館の指定管理者の募集について

愛媛県総合科学博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 5月14日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）の概要

1 所在地	新居浜市大生院2133番地の2
2 設置目的	博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館として、県民に自然や科学に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供し、創造的風土の醸成を図るとともに、科学技術の進歩と本県産業の発展に寄与する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 84,082㎡ イ 延床面積 16,596㎡ ウ 立体駐車場 6,258㎡ (2) 構造 本体 鉄骨鉄筋コンクリート造（地上4階、地下1階） 立体駐車場 鉄骨造（地上2階3層） (3) 施設内容 常設展示室（自然館・科学館・産業館） プラネタリウム 企画展示室 多目的ホール 図書室（ビデオブース） 研修室（1室） パソコン演習室 ミーティングルーム 研究室 スタジオ 収蔵庫（7室） 収蔵管理室 くん蒸室 名誉館長室 館長室 事務室 会議室 託児室 オリエンテーションルーム エントランスホール (4) 駐車台数 普通車約320台
4 事業概要	(1) 博物館法第3条に規定する事業 (2) プラネタリウムの運営 (3) 生涯学習の促進及び援助 (4) 施設の提供 (5) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

(1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、教育委員会が定める業務（プラネタリウムの運営、生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。）

(2) 博物館の利用の許可に関する業務

(3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務

(4) 博物館の利用の促進に関する業務

(5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務

(6) その他教育委員会が定める業務

(7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県総合科学博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第26号）の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ウ) 破産者で復権を得ない者

(エ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(オ) 暴力団対策法の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、参加意思表明書を提出するものとする。

参加意思表明書の提出期間は、平成25年5月14日（火）から6月12日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等（以下「申請者」という。）は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書類

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書

(9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年6月20日（木）から7月1日（月）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係
電話番号 089 (912) 2931

10 その他

詳細は、募集要項による。

○公 告

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者の募集について

愛媛県歴史文化博物館の指定管理者を次のとおり募集する。

平成25年 5月14日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 愛媛県歴史文化博物館（以下「博物館」という。）の概要

1 所在地	西予市宇和町卯之町四丁目11番地 2
2 設置目的	博物館法（昭和26年法律第285号）に規定する登録博物館として、本県全体の歴史文化に関する資料の収集や保存・展示、調査研究を行うとともに、各種普及啓発事業を通じ、県民に歴史文化を学ぶ機会を提供し、個性豊かな文化の創造に資する。
3 施設規模	(1) 規模 ア 敷地面積 64,431㎡ イ 延床面積 18,036㎡ (2) 構造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造又は木造地上3階） (3) 施設内容 常設展示室（歴史展示室1～4、民俗展示室1～3、考古展示室、文書展示室、新展示室） 企画展示室 こども歴史館 多目的ホール（観客席296席） 図書室（ビデオブース） 研修室（3室） パソコン演習室 ミーティングルーム 研究室・展示案内員控室 文書閲覧室 スタジオ 録音室 収蔵庫（5室） 収蔵管理室 くん蒸室 保存処理室 館長室 応接室 事務室 会議室 体験学習室 託児室 エントランスホール (4) 駐車台数 164台（うち大型バス専用8台）
4 事業概要	(1) 博物館法第3条に規定する事業 (2) 生涯学習の促進及び援助 (3) 施設の提供 (4) その他必要な業務

2 指定管理者の業務

- (1) 博物館法第3条に規定する事業に係る業務のうち、教育委員会が定める業務（生涯学習の促進及び援助並びに施設の提供に関する業務を含む。）
- (2) 博物館の利用の許可に関する業務
- (3) 博物館の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 博物館の利用の促進に関する業務
- (5) 博物館の施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (6) その他教育委員会が定める業務
- (7) 博物館の資料の特別利用に係る料金の収納事務に関する業務

3 管理の基準

愛媛県歴史文化博物館管理条例（平成20年愛媛県条例第27号）の規定によるほか、博物館の管理運営に当たっては、関係法令を遵守すること。

4 指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、県内に主たる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとする。

ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく更生手続、再生手続又は破産手続をしている法人等

ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

エ 愛媛県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人等

オ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

カ 県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等

キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）の統制下にある法人等

ケ 役員（法人以外の団体で、代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 指定管理者の指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同法第166条第2項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

(イ) 成年被後見人又は被保佐人

(ロ) 破産者で復権を得ない者

(ハ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ニ) 暴力団対策法の規定（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰二関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けるこ

とがなくなった日から5年を経過しない者

(カ) 暴力団員等

(キ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に規定する排除措置の対象となる者

(2) 複数の団体での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、参加意思表明書を提出するものとする。

参加意思表明書の提出期間は、平成25年5月14日(火)から6月12日(水)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 博物館の管理を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。

イ 博物館の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものであること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、教育委員会が指定管理者の候補者を選定する。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 博物館の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
- (4) 申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
- (5) 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者の事業計画書及び収支予算書
- (6) 申請者の概要を記載した書類
- (7) 役員名簿
- (8) 愛媛県税について、未納の税額がないことの証明書
- (9) 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
- (10) 印鑑証明書
- (11) 提出書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成25年6月20日(木)から7月1日(月)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県教育委員会事務局管理部生涯学習課生涯学習推進係

電話番号 089(912)2931

10 その他

詳細は、募集要項による。

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成25年度愛媛県職員採用候補者(上級)試験公告

平成25年5月14日

愛媛県人事委員会

〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内
 電話(089)912 - 2826
 職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

第1次試験日 平成25年6月30日(日)

受付期間 平成25年5月15日(水)~6月3日(月)

〔持 参〕 午前8時30分~午後5時15分(土曜日及び日曜日を除く)

〔郵 送〕 6月3日(月)までの消印有効

〔インターネット〕 5月15日(水)午前8時30分~5月27日(月)午後5時15分

試験会場 松山会場 東京会場 大阪会場

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	43人程度	知事部局又は公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
学校事務	19人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	3人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。

警 察 事 務 (情 報)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、その専門的知識を生かして警察事務に従事します。
総 合 土 木	17人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建 築	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農 業	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
林 業	4人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水 産	2人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電 気 ・ 電 子	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の固有施設的设计・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化 学	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
機 械	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、機械工作技術の開発、機械装置的设计、精密測定技術等に関する試験研究等の業務に従事します。
薬 剤 師	8人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
保 健 師	4人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
保健師(警察)	1人程度	警察本部又は警察学校に勤務し、職員の健康管理に関する業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和54年4月2日から平成4年4月1日(保健師及び保健師(警察))については、平成5年4月1日)までに生まれた者

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成26年3月末日までに卒業する見込みの者

(2) 日本の国籍を有する者(保健師は除く。)

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない者

(4) 薬剤師、保健師及び保健師(警察)については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成26年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
保 健 師 保健師(警察)	保健師の免許を有する者又は平成26年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成25年 6月30日 (日曜日) 午前9時～午後3時 午前 教養試験 午後 専門試験 受付時間 午前8時～午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	松山	松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号)	行 政 事 務 学 校 事 務	7月中旬 第1次試験当日にお知らせします。
			いずれかを受験票で指定します。 ・松山東高等学校 (松山市持田町二丁目2番12号) ・松山工業高等学校 (松山市真砂町1番地)	上 記 以 外	
		東京	中央大学理工学部 (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全 試 験 区 分	
		大阪	大阪経済大学 (大阪市東淀川区大隅2-2-8)	全 試 験 区 分	

受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。
 受験地が松山で、行政事務・学校事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。
 試験会場が松山東高等学校の受験者は、試験当日、上履き（スリッパなど）・下履き入れ（ビニール袋など）を必ず持参してください。

第 2 次 試 験	7月下旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。	8月下旬
------------------	--	------

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）上にも掲載します。

また、合格者には書面で通知します。

4 試験の方法等

(1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。

なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おむね別表のとおりです。
第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

(2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、教養試験、専門試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。

(3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。

(4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題をホームページに掲載しています。

また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験手続

(1) 郵送又は持参による申込み

申込用紙の入手方法	ダウンロードする場合	下記からダウンロードして、印刷して使用してください。 (申請書等電子配布サービス) http://www.pref.ehime.jp/sinsei/title/top.html
	郵便により交付を請求する場合	封筒の表に「 上級請求 」と朱書し、宛先明記の返信用封筒（A4判用/角型2号、120円切手貼付）を同封のうえ、愛媛県人事委員会事務局へ請求してください。
	直接入手する場合	愛媛県人事委員会事務局、愛媛県地方局総務県民課（東予、中予及び南予）及び支局総務県民室（今治及び八幡浜）、愛媛県東京事務所、愛媛県大阪事務所等で交付します。
申込方法	郵送で申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、受験票に50円切手を貼ってください。封筒の表に「 上級申込み 」と朱書し、申込書及び受験票を封入し、 簡易書留郵便により愛媛県人事委員会事務局（〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2）へ送付してください。 簡易書留郵便によらない方法での事故については、一切責任を負いません。
	窓口で直接申し込む場合	申込書及び受験票に必要事項を記入して、愛媛県人事委員会事務局へ持参してください。
受験票の交付	郵送で申し込む場合	6月4日（火）以降に受験票を郵送します。受験票が届いたら、必ず最近6箇月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦6cm、横4.5cm）を貼って、試験当日持参してください。 受験票が6月24日（月）までに手元に届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
	窓口で直接申し込む場合	受付後、その場で受験票を交付します。ただし、受験地が松山で、行政事務・学校事務以外の方は、試験会場を指定し、6月4日（火）以降に郵送します。交付された受験票には、郵送で申し込む場合と同様に、必ず写真を貼って、試験当日持参してください。

(2) インターネットによる申込み

愛媛県簡易申請システムの手続案内を確認してください。

(愛媛県簡易申請システム) <http://www.shinsei-ehime.lg.jp/>

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に記載されます。
採用候補者名簿は、原則として、平成26年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、この名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、前記採用候補者名簿に記載された者のうちから任命権者(知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等)がそれぞれ選考を行い、決定します。**したがって、採用候補者名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) **薬剤師、保健師及び保健師(警察)については、所定の時期までに免許を取得しなかった場合は、採用されません。**
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

7 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、学校事務、警察事務、警察事務(情報)、総合土木、建築、農業、林業、水産、電気・電子、化学、機械、保健師(警察)	行政職給料表1級27号給 176,355円
薬剤師(4年制課程卒業)	医療職給料表(□)2級3号給 182,180円
薬剤師(6年制課程卒業)	医療職給料表(□)2級17号給 204,877円
保健師	医療職給料表(□)2級13号給 204,776円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

8 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第27条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類(学生証、運転免許証等)を持参のうえ、**午前8時30分(合格発表当日のみ、午後1時)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。)

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない試験種目がある者については、順位に代えて当該試験種目名)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある者については、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	

別表(4関係)

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、財政学、経営学、社会政策、国際関係
警察事務 (情報)	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学、物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利、土地改良、農業造構、材料・施工
建 築	数学、物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥科学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
林 業	森林政策、森林経営学、造林学(森林生態学、森林保護学を含む)、林業工学、林産一般、砂防工学

水 産	水産事情、水産経済、水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学、物理、電磁気学、電気回路、電気計測・制御、電気機器、電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学、物理、物理化学、分析化学、無機化学、無機工業化学、有機化学、有機工業化学、化学工学
機 械	数学、物理、材料力学、流体力学、熱力学、電気工学、機械力学・制御、機械設計、機械材料、機械工作
薬 剤 師	物理、化学、生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度
保 健 師 保健師（警察）	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年 5月14日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,185,212
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,705
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 248,152

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選 挙 区 別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,716	14,572
南 宇 和 郡	20,814	6,938
松山市・上浮穴郡	428,919	138,154
今 治 市 ・ 越 智 郡	145,899	48,633
宇和島市・北宇和郡	83,642	27,881
八幡浜市・西宇和郡	41,653	13,885
新 居 浜 市	101,707	33,903
西 条 市	93,058	31,020
大 洲 市 ・ 喜 多 郡	54,340	18,114
伊 予 市	32,068	10,690
四 国 中 央 市	75,598	25,200
西 予 市	35,687	11,896
東 温 市	28,111	9,371